

## 利用規約 新旧対照表

### 『PLAN-Bサービス総則規定』

※表中「旧条文」内青文字部を「新条文」赤文字へ変更

該当箇所	旧条文	新条文	内容
第1条	<p>第1条 適用関係</p> <p>株式会社PLAN-B（以下「<b>当社</b>」といいます）当社がお客様に提供する各種サービスの提供契約においては、このPLAN-Bサービス総則規定（以下「<b>総則規定</b>」とい<b>ます</b>）及び後記の個別のサービス規定が重畳して適用されるものとします。総則規定と個別のサービス規定が矛盾抵触する場合には、個別のサービス規定の定めが優先するものとします。</p>	<p>第1条 適用関係</p> <p>株式会社PLAN-B（以下、「<b>当社</b>」という。）がお客様に提供する各種サービスの提供契約においては、このPLAN-Bサービス総則規定（以下、「<b>総則規定</b>」という。）及び後記の個別のサービス規定が重畳して適用されるものとします。総則規定と個別のサービス規定が矛盾抵触する場合には、個別のサービス規定の定めが優先するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記ゆれを修正いたします</li> </ul>
第2条	<p>第2条 契約の成立と内容</p> <p>お客様から申込書をご提出いただく<b>事</b>により、当社とお客様との間で当社サービスの利用に<b>かかる</b>契約が成立します。当社が提出した見積書(文書の名称を問わず当社がサービスの内容とそれに対する対価を提示した文書であって申込書において特定されているものを意味します。見積書を添付し、又は、見積もり内容を掲載した電子メール・FAXを含みます。以下同じ。)の内容は、<b>お申し込み後は</b>、お客様と当社との契約内容を構成するものとします。お客様との口頭の合意や当社が提示したその他の文書と見積書の内容が矛盾抵触する場合には、見積書の内容が優先します。</p>	<p>第2条 契約の成立と内容</p> <p>お客様から申込書をご提出いただく<b>こと</b>により、当社とお客様との間で当社サービスの利用に<b>係る</b>契約が成立します。当社が提出した見積書（文書の名称を問わず当社がサービスの内容とそれに対する対価を提示した文書であって、申込書において特定されているものを意味します。見積書を添付し、又は見積もり内容を掲載した電子メール・FAXを含みます。以下同じ。）の内容は、<b>お申し込み後は</b>お客様と当社との契約内容を構成するものとします。お客様との口頭の合意や当社が提示したその他の文書と見積書の内容が矛盾抵触する場合には、見積書の内容が優先します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記ゆれを修正いたします</li> </ul>
第3条	<p>第3条 料金</p> <p>当社のサービスの料金及びお支払い条件は見積書に記載の<b>通り</b>です。ただし当社が見積もりの際に前提としていたお客様からの御報告内容が異なったこと等により、サービスの実施のために大幅な変更作業が伴った場合は、当社はお客様に対し別途請求することができます。各種サービスの料金に<b>かかる</b>領収証は発行しておりません。お客様の送金の記録等をもって領収証に代えさせていただきます。</p>	<p>第3条 料金</p> <p>当社のサービスの料金及びお支払い条件は見積書に記載の<b>とおり</b>です。ただし当社が見積もりの際に前提としていたお客様からの御報告内容が異なったこと等により、サービスの実施のために大幅な変更作業が伴った場合は、当社はお客様に対し別途請求することができます。各種サービスの料金に<b>係る</b>領収証は発行しておりません。お客様の送金の記録等をもって領収証に代えさせていただきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記ゆれを修正いたします</li> </ul>
第4条	<p>第4条 契約期間及び解約</p> <p>1.契約期間は見積書に記載の<b>通り</b>とし、個別サービス規定に定める違約金を支払った場合の<b>他</b>は、契約期間内は理由を問わず解約できません。</p> <p>2.当社サービスに<b>かかる</b>解約の通知方法は、kaiyaku@plan-b.co.jpに対する電子メール送信に限定されます。当社従業員への電話・告知・電子メール、当社への文書送付等は解約通知として効力を持たず、あとから電子メール送信によって解約が通知されたとしても、解約通知日は遡りません。解約通知においては通知人の名称及び対象契約が特定されていることが通知の有効要件とします。当社メールサーバーへの電子メールの到達時を通知時とみなします。</p>	<p>第4条 契約期間及び解約</p> <p>1. 契約期間は見積書に記載の<b>とおり</b>とし、個別サービス規定に定める違約金を支払った場合の<b>ほか</b>は、契約期間内は理由を問わず解約できません。</p> <p>2. 当社サービスに<b>係る</b>解約の通知方法は、kaiyaku@plan-b.co.jpに対する電子メール送信に限定されます。当社従業員への電話・告知・電子メール、当社への文書送付等は解約通知として効力を持たず、あとから電子メール送信によって解約が通知されたとしても、解約通知日は遡りません。解約通知においては通知人の名称及び対象契約が特定されていることが通知の有効要件とします。当社メールサーバーへの電子メールの到達時を通知時とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記ゆれを修正いたします</li> </ul>

第5条	<p>第5条 サービスの解除</p> <p>お客様が次の各号の一に該当したときには、当社は、何ら催告することなくお客様との契約を解除することができ、<b>且つ</b>補償金として月間最大請求額(その定めが無い場合には解除までの月間請求実績金額のうち最大の額。従量制や成果報酬制ではない場合には月額料金相当額)の残契約期間分(残契約期間に1月に満たない日数がある場合には1月に繰り上げる)を請求できるものとします。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 利用申込<b>および</b>利用変更等で、虚偽の申告を行った<b>事</b>が判明した場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) お客様が不正<b>または</b>不適切な利用を行ったと、当社が判断した場合</p> <p>(6) お客様の他の債務につき、保全処分、強制執行、競売<b>または</b>破産の申し立てがあったとき</p> <p>(7) (略)</p>	<p>第5条 サービスの解除</p> <p>お客様が次の各号の一に該当したときには、当社は、何ら催告することなくお客様との契約を解除することができ、<b>かつ</b>補償金として月間最大請求額(その定めが無い場合には解除までの月間請求実績金額のうち最大の額<b>とし</b>、従量制や成果報酬制ではない場合には月額料金相当額)の残契約期間分(残契約期間に1月に満たない日数がある場合には1月に繰り上げる)を請求できるものとします。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 利用申込<b>及び</b>利用変更等で、虚偽の申告を行った<b>こと</b>が判明した場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) お客様が不正<b>又は</b>不適切な利用を行ったと、当社が判断した場合</p> <p>(6) お客様の他の債務につき、保全処分、強制執行、競売<b>又は</b>破産の申し立てがあったとき</p> <p>(7) (略)</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第6条	<p>第6条 秘密保持義務</p> <p>当社は、資料<b>または</b>サーバーへのアクセス情報等各種サービスに<b>かかる</b>情報を善良なる管理者の注意をもって<b>管理し、保管し</b>、サービス実施のため以外には使用してはならず、第三者に漏洩してはならないものとします。</p>	<p>第6条 秘密保持義務</p> <p>当社は、資料<b>又は</b>サーバーへのアクセス情報等各種サービスに<b>係る</b>情報を善良なる管理者の注意をもって<b>管理保管し</b>、サービス実施のため以外には使用してはならず、第三者に漏洩してはならないものとします。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p> <p>・一部文言を修正いたします</p>
第8条 第1項	<p>第8条 反社会勢力の排除</p> <p>1.当社及びお客さまは、相互に、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」という。)又は暴力団員等でなくなった<b>時</b>から5年を経過しない者に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約の有効期間にわたって該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする<b>など</b>、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(4)~(5) (略)</p>	<p>第8条 反社会勢力の排除</p> <p>1. 当社及びお客さまは、相互に、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」という。)又は暴力団員等でなくなった<b>とき</b>から5年を経過しない者に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約の有効期間にわたって該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする<b>等</b>、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第8条 第2項	<p>2.当社及びお客さまは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) <b>取引</b>に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4)~(5) (略)</p>	<p>2. 当社及びお客さまは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <b>取引</b>きに関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>

第8条 第3項	3.当社及びお客さまは、相手方が、前二項の表明及び確約に違反した場合には、何らの催告をすることなく、相手方と締結したあらゆる契約を直ちに解除することができるものとします。	3. 当社及びお客さまは、相手方が、前2項の表明及び確約に違反した場合には、何らの催告をすることなく、相手方と締結したあらゆる契約を直ちに解除することができるものとします。	・表記ゆれを修正いたします
第9条	第9条 損害賠償 当社がお客様に損害を与えた場合には、かかる損害が当社の故意または重過失に基づく場合のみ、賠償の責を負うものとします。賠償は月額最大請求額(月額最大請求金額の定めが無い場合には月額料金、月額料金の定めが無い場合には請負金額)の2ヶ月分を限度とします。	第9条 損害賠償 当社がお客様に損害を与えた場合には、係る損害が当社の故意又は重過失に基づく場合のみ、賠償の責を負うものとします。賠償は月額最大請求額(月額最大請求金額の定めが無い場合には月額料金、月額料金の定めが無い場合には請負金額)の2ヵ月分を限度とします。	・表記ゆれを修正いたします
第10条	第10条 管轄裁判所 お客様と当社との間で発生した紛争に関しては、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とします。	第10条 管轄裁判所 お客様と当社との間で発生した紛争に関しては、訴額に応じて、原告となる者の本店所在地を管轄とする地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	・大阪に限定しないよう修正いたしました

## 利用規約 新旧対照表

### 『SEOサービス個別規定』

※表中「旧条文」内青文字部を「新条文」赤文字へ変更

該当箇所	旧条文	新条文	内容
第1条	<p>第1条 SEOサービス概要</p> <p>当社は、SEOサービスとして、ロボット型検索エンジンGoogle・Yahoo! (Google提携サイトを含む) の2社 (Yahooディレクトリを除く) (以下「検索エンジンという」) を対象とし、お客様が選定するキーワードの検索結果に対象サイトを上位表示させるための作業を行います。かかる作業には、ホームページを最適化への助言、相互リンク等によるリンクポピュラリティの向上が含まれます。</p>	<p>第1条 SEOサービス概要</p> <p>当社は、SEOサービスとして、ロボット型検索エンジンGoogle・Yahoo! (Google提携サイトを含む) の2社 (Yahooディレクトリを除く) (以下、「検索エンジン」という。) を対象とし、お客様が選定するキーワードの検索結果に対象サイトを上位表示させるための作業を行います。係る作業には、ホームページ最適化への助言、相互リンク等によるリンクポピュラリティの向上が含まれます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記ゆれを修正いたします</li> </ul>
第2条	<p>第2条 SEOサービス契約期間及び解約</p> <p>SEOサービスにかかる契約は、当初契約期間終了後は、期間の定めのない契約となり、解約日の1ヶ月前までにご通知いただく事により解約できます。なお、課金順位内への対象サイトの表示等による課金条件達成されないまま、申込書の当社への到達日 (この日が当社休業日の場合には以降最初に到来する当社の営業日) 又は見積書記載の課金開始日のいずれか遅い日から3ヶ月が経過した場合には、当社に通知することにより即時に解約することができます。</p> <p>施策上当社が必要と判断した確認事項のご報告をいただけない場合や指示する内容を実施していただけない場合は一次的に施策停止とし、停止期間と同期間当初契約期間が延長されます。ご報告・実施の確認をもって施策再開としますが、30日経過後も改善されない場合は契約が解除されます。</p>	<p>第2条 SEOサービス契約期間及び解約</p> <p>SEOサービスに係る契約は、当初契約期間終了後は期間の定めのない契約となり、解約日の1ヶ月前までにご通知いただくことにより解約できるものとします。なお、課金順位内への対象サイトの表示等による課金条件が達成されないまま、申込書の当社への到達日 (この日が当社休業日の場合には以降最初に到来する当社の営業日) 又は見積書記載の課金開始日のいずれか遅い日から3ヶ月が経過した場合には、当社に通知することにより即時に解約できるものとします。施策上当社が必要と判断した確認事項のご報告をいただけない場合や指示する内容を実施していただけない場合は一次的に施策停止とし、停止期間と同期間分だけ当初契約期間が延長されます。ご報告・実施の確認をもって施策再開としますが、30日経過後も改善されない場合は契約が解除されるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記ゆれを修正いたします</li> <li>・一部文言を修正いたします</li> </ul>
第6条	<p>第6条 お客様による作業</p> <p>当社は申込書を頂戴するまでに、SEO内部施策案等お客様に御実施いただく必要のある作業の実施をお願いすることがあります。他の規定にかかわらず、お客様がかかる作業の実施を完了してから2ヶ月が経過しない間は、契約の解約ができません。</p>	<p>第6条 お客様による作業</p> <p>当社は申込書を頂戴するまでに、SEO内部施策案等お客様に御実施いただく必要のある作業の実施をお願いすることがあります。他の規定にかかわらず、お客様が係る作業の実施を完了してから2ヶ月が経過しない間は、契約の解約ができません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記ゆれを修正いたします</li> </ul>
第8条	<p>第8条 違約金</p> <p>お客様がウェブページ・ドメインの抹消等検索順位を低下させる行為を行った場合、契約期間中に本契約の解約を希望する場合その他本契約の規定に違反した場合には、月額最大請求額の2ヶ月分を当社に支払うものとします。</p>	<p>第8条 違約金</p> <p>お客様がウェブページ・ドメインの抹消等検索順位を低下させる行為を行った場合、契約期間中に本契約の解約を希望する場合その他本契約の規定に違反した場合には、月額最大請求額の2ヶ月分を当社に支払うものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記ゆれを修正いたします</li> </ul>

## 利用規約 新旧対照表

### 『月額固定料金制外部リンクサービス個別規定』

※表中「旧条文」内青文字部を「新条文」赤文字へ変更

該当箇所	旧条文	新条文	内容
第2条	第2条 月額固定料金制外部リンクサービス契約期間及び解約 月額固定料金制外部リンクサービスにかかるとある契約は、当初契約期間終了後は、期間の定めのない契約となり、解約日の1ヶ月前までにご通知いただく事により解約できます。	第2条 月額固定料金制外部リンクサービス契約期間及び解約 月額固定料金制外部リンクサービスに係るとある契約は、当初契約期間終了後は、期間の定めのない契約となり、解約日の1ヶ月前までにご通知いただくことにより解約できます。	・表記ゆれを修正いたします
第7条	第7条 違約金 お客様が契約期間中に本契約の解約を希望する場合、その他本契約の規定に違反した場合には、月額請求額の2ヶ月分を当社に支払うものとします。	第7条 違約金 お客様が契約期間中に本契約の解約を希望する場合、その他本契約の規定に違反した場合には、月額請求額の2ヶ月分を当社に支払うものとします。	・表記ゆれを修正いたします

## 利用規約 新旧対照表

### 『サイトメンテナンス代行サービス個別規定』

※表中「旧条文」内青文字部を「新条文」赤文字へ変更

該当箇所	旧条文	新条文	内容
第1条	<p>第1条 WEB関連サービス概要</p> <p>当社は、サイトメンテナンス代行サービスとして、ロボット型検索エンジンGoogle・Yahoo! (Google提携サイトを含む) の2社 (Yahooディレクトリを除く) (以下「検索エンジン」という) からペナルティが科されると推定される外部要因に対して、適切な処置を施し、検索エンジンの検索結果への影響を防ぐための作業を行います。</p>	<p>第1条 Web関連サービス概要</p> <p>当社は、サイトメンテナンス代行サービスとして、ロボット型検索エンジンGoogle・Yahoo! (Google提携サイトを含む) の2社 (Yahooディレクトリを除く) (以下、「検索エンジン」という。) からペナルティが科されると推定される外部要因に対して、適切な処置を施し、検索エンジンの検索結果への影響を防ぐための作業を行います。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第3条	<p>第3条 お客様による作業</p> <p>当社は本申込書を頂戴するまでに、必要なツールの授受や内部施策案等お客様に御実施いただく必要のある作業の実施をお願いすることがあります。他の規定にかかわらず、お客様がかかる作業の実施を完了してから2ヶ月が経過しない間は、契約の解約ができません。</p>	<p>第3条 お客様による作業</p> <p>当社は本申込書を頂戴するまでに、必要なツールの授受や内部施策案等お客様に御実施いただく必要のある作業の実施をお願いすることがあります。他の規定にかかわらず、お客様に係る作業の実施を完了してから2ヵ月が経過しない間は、契約の解約ができません。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第5条	<p>第5条 違約金</p> <p>お客様がウェブページ・ドメインの抹消等、メンテナンス作業を妨害させる行為を行った場合、契約期間中に本契約の解約を希望する場合その他本契約の規定に違反した場合には、月額最大請求額の2ヶ月分(定額で料金を定めた場合はその金額)を当社に支払うものとします。</p>	<p>第5条 違約金</p> <p>お客様がウェブページ・ドメインの抹消等、メンテナンス作業を妨害させる行為を行った場合、契約期間中に本契約の解約を希望する場合その他本契約の規定に違反した場合には、月額最大請求額の2ヵ月分 (定額で料金を定めた場合はその金額) を当社に支払うものとします。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>

## 利用規約 新旧対照表

### 『ペナルティ解除サービス個別規定』

※表中「旧条文」内青文字部を「新条文」赤文字へ変更

該当箇所	旧条文	新条文	内容
第1条	<p>第1条 WEB関連サービス概要</p> <p>当社は、ペナルティ解除サービスと（以下「本サービス」という）して、ロボット型検索エンジンGoogle・Yahoo!（Google提携サイトを含む）の2社（Yahooディレクトリを除く）（以下「検索エンジン」という）を対象とし、検索エンジンからペナルティが科されていると推定されるウェブサイトについて、サイト状態を正常化し、ペナルティを解除させるための作業を行います。</p>	<p>第1条 Web関連サービス概要</p> <p>当社は、ペナルティ解除サービス（以下、「本サービス」という。）として、ロボット型検索エンジンGoogle・Yahoo!（Google提携サイトを含む）の2社（Yahooディレクトリを除く）（以下、「検索エンジン」という。）を対象とし、検索エンジンからペナルティが科されていると推定されるウェブサイトについて、サイト状態を正常化し、ペナルティを解除させるための作業を行います。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第3条	<p>第3条 お客様による作業</p> <p>当社は本申込書を頂戴するまでに、内部施策案等お客様に御実施いただく必要のある作業の実施をお願いすることがあります。他の規定にかかわらず、お客様が<b>かかる</b>作業の実施を完了してから<b>2ヶ月</b>が経過しない間は、契約の解約ができません。</p>	<p>第3条 お客様による作業</p> <p>当社は本申込書を頂戴するまでに、内部施策案等お客様に御実施いただく必要のある作業の実施をお願いすることがあります。他の規定にかかわらず、お客様が<b>係る</b>作業の実施を完了してから<b>2ヵ月</b>が経過しない間は、契約の解約ができません。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第5条	<p>第5条 違約金</p> <p>お客様がウェブページ・ドメインの抹消等検索順位を低下させる行為を行った場合、契約期間中に本契約の解約を希望する場合その他本契約の規定に違反した場合には、月額最大請求額の<b>2ヶ月分</b>を当社に支払うものとします。</p>	<p>第5条 違約金</p> <p>お客様がウェブページ・ドメインの抹消等検索順位を低下させる行為を行った場合、契約期間中に本契約の解約を希望する場合その他本契約の規定に違反した場合には、月額最大請求額の<b>2ヵ月分</b>を当社に支払うものとします。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>

## 利用規約 新旧対照表

### 『Web広告掲載代行サービス個別規定』

※表中「旧条文」内青文字部を「新条文」赤文字へ変更

該当箇所	旧条文	新条文	内容
第1条	<p>第1条 Web広告掲載代行サービス概要</p> <p>当社は、Web広告掲載代行サービスとして、見積書において対象とした検索エンジン・サイト・Webメディア（以下「対象サイト」という）を対象とし、対象サイトでのWeb広告の登録・変更作業の作業代行を行います。</p>	<p>第1条 Web広告掲載代行サービス概要</p> <p>当社は、Web広告掲載代行サービスとして、見積書において対象とした検索エンジン・サイト・Webメディア（以下、「対象サイト」という。）を対象とし、対象サイトでのWeb広告の登録・変更作業の作業代行を行います。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第2条	<p>第2条 見積書</p> <p>出稿料、視聴料金、クリック単価、表示課金額、アクション課金額等は見積書に掲載された金額を基本とします。ただしリスティング広告代行・SNS広告代行等、当社に運用を委託する広告である場合には、広告効果の拡大のため、クリック単価及び対象サイト毎の予算配分を随時変更できるものとします。</p>	<p>第2条 見積書</p> <p>出稿料、視聴料金、クリック単価、表示課金額、アクション課金額等は見積書に掲載された金額を基本とします。ただしリスティング広告代行・SNS広告代行等、当社に運用を委託する広告である場合には、広告効果の拡大のため、クリック単価及び対象サイトごとの予算配分を随時変更できるものとします。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第4条	<p>第4条 契約期間及び解約</p> <p>本契約の契約期間はサービス開始日から3ヶ月間とします。サービス開始日は見積書に記載の通りとしますが、同日までに料金が支払われなかった場合には、支払い後当社が指定する日に開始となります。お客様が契約期間満了日までに料金を支払った場合には、契約期間は1ヶ月間更新され、その後も同様とします。契約期間が満了した時点で掲載費が消化されていない場合には、掲載費が消化されるまで、契約期間が延長されるものとし、その間の解約はできません。契約期間が満了した時点でお客様のために使用しているアカウントに残高がある場合でも、その払い戻しの請求はできません。</p>	<p>第4条 契約期間及び解約</p> <p>本契約の契約期間はサービス開始日から3ヵ月間とします。サービス開始日は見積書に記載のとおりとしますが、同日までに料金が支払われなかった場合には、支払い後当社が指定する日に開始となります。お客様が契約期間満了日までに料金を支払った場合には、契約期間は1ヵ月間更新され、その後も同様とします。契約期間が満了した時点で掲載費が消化されていない場合には、掲載費が消化されるまで、契約期間が延長されるものとし、その間の解約はできません。契約期間が満了した時点でお客様のために使用しているアカウントに残高がある場合でも、その払い戻しの請求はできません。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>



<p>第5条</p>	<p>第5条 確認事項</p> <p>当社による本サービスの履行によっても、Web広告が一定回数以上クリックされることや動画やイラスト等のメディアが一定回数以上視聴されることは保証されません。またリスティング広告の場合、広告が一定の位置に表示されること、希望の内容や表示形式で掲載されることが保証されるものではないことを了承したものとします。SNS広告においては当社に提供された権限において可能な範囲で当社が行った投稿や出稿については、当社の悪意又は重大な過失による場合を除き、お客様や当該アカウントにおいて生じた信用・ブランドイメージの変化について、当社は責任を負わないものとします。当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価の返還を要しないことを確認します。当社の故意または過失によりお客様に損害を与えた場合でも、当社が負う補償義務はWeb広告掲載代行サービスの対価として当社が受領した金額を上限とします。</p>	<p>第5条 確認事項</p> <p>当社による本サービスの履行によっても、Web広告が一定回数以上クリックされることや動画やイラスト等のメディアが一定回数以上視聴されることは保証されません。またリスティング広告の場合、広告が一定の位置に表示されること、希望の内容や表示形式で掲載されることが保証されるものではないことを了承したものとします。SNS広告においては当社に提供された権限において可能な範囲で当社が行った投稿や出稿については、当社の悪意又は重大な過失による場合を除き、お客様や当該アカウントにおいて生じた信用・ブランドイメージの変化について、当社は責任を負わないものとします。当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価の返還を要しないことを確認します。当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合でも、当社が負う補償義務はWeb広告掲載代行サービスの対価として当社が受領した金額を上限とします。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
<p>第9条</p>	<p>第9条 Juicerデータ利用広告配信について</p> <p>当社サービスJuicerのデータを活用して広告運用を行う場合、当該最適化に基づく当月の媒体原価(税抜)に10%を乗じた金額を利用料として、当該請求額と同時に支払いただきます。当該請求額は当社が管理するお客様のアカウントを用いて計算されます。当該最適化に用いたJuicerデータはお客様には提供されません。当該最適化は一定以上の運用成果が保証されるものではありません。</p>	<p>削除</p>	<p>・サービス譲渡に伴い、条文を削除いたします</p>

## 利用規約 新旧対照表

### 『Webコンサルティングサービス個別規定』

※表中「旧条文」内青文字部を「新条文」赤文字へ変更

該当箇所	旧条文	新条文	内容
規約名	S P Cサービス個別規定	Webコンサルティングサービス個別規定	・サービス名称を変更いたします
第1条	<p>第1条 S P Cサービス概要</p> <p>当社は、S P Cサービス（以下「本件サービス」といいます）として、見積書において対象としたお客様のウェブページ（以下「対象サイト」といいます）に導入された当社指定のアクセス解析システムからデータを取得した上で、その内容を分析し、ウェブページの成果向上のためのレポート作成及びコンサルティングをいいます。</p>	<p>第1条 Webコンサルティングサービス概要</p> <p>当社は、Webコンサルティングサービス（以下、「本件サービス」といいます。）として、見積書において対象としたお客様のウェブページ（以下、「対象サイト」といいます。）について、当社指定のアクセス制御・分析システムからデータを取得したうえで、その内容を分析し、ウェブページの成果向上のためのレポート作成及びコンサルティングを行います。</p>	<p>・サービス名称変更に伴い、修正いたします</p> <p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第2条	<p>第2条 S P Cサービス契約期間及び解約</p> <p>S P Cサービスにかかる契約は、当初契約期間終了後は、期間の定めのない契約となり、解約日の1ヶ月前までにご通知いただく事により解約できます。</p>	<p>第2条 Webコンサルティングサービス契約期間及び解約</p> <p>Webコンサルティングサービスに係る契約は、当初契約期間終了後は、期間の定めのない契約となり、解約日の1ヵ月前までにご通知いただくことにより解約できます。</p>	<p>・サービス名称変更に伴い、修正いたします</p> <p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第3条	<p>第3条 確認事項</p> <p>お客様は、アクセス解析システムの導入はお客様の名義と責任において実施していただくこと、アクセス解析システム提供者の規約・免責条件が適用されること、アクセス解析システム導入・運用に関してお客様に発生した損害について当社が責任を負わないこと、当社による本件サービスの履行やコンサルティング結果のお客様による実施によって対象サイトの成果が向上すること又は低下しないことを保証するものではないことを確認します。</p>	<p>第3条 確認事項</p> <p>お客様は、アクセス制御・分析システムの導入はお客様の名義と責任において実施していただくこと、アクセス制御・分析システム提供者の規約・免責条件が適用されること、アクセス制御・分析システム導入・運用に関してお客様に発生した損害について当社が責任を負わないこと、当社による本件サービスの履行やコンサルティング結果のお客様による実施によって対象サイトの成果が向上すること又は低下しないことを保証するものではないことを確認します。</p>	<p>・一部文言を修正いたします</p>
第4条	<p>第4条 お客様による作業</p> <p>本サービスの実施にあたっては、一定の期日までに、対象サイトに当社の指定するアクセス解析システムを導入すること、当該アクセス解析システムの利用に必要なアクセス権限を当社に提供していただくこと、本件サービスの内容により売上、費用等対象サイトの収益関連情報を提供していただくことが必要になります。これらが遅れたことによって当社によるサービス提供が遅延したり、実施不能となったとしても、お客様は料金の支払いを免れません。</p>	<p>第4条 お客様による作業</p> <p>本サービスの実施にあたっては、一定の期日までに、対象サイトに当社の指定するアクセス制御・分析システムを導入すること、当該アクセス制御・分析システムの利用に必要なアクセス権限を当社に提供していただくこと、本件サービスの内容により売上、費用等対象サイトの収益関連情報を提供していただくことが必要になります。これらが遅れたことによって当社によるサービス提供が遅延したり、実施不能となりしても、お客様は料金の支払いを免れません。</p>	<p>・一部文言を修正いたします</p>

第5条	<p>第5条 作業の完了</p> <p>作業は、当社が別途定めた業務仕様に基づいて実施します。ただし見積書に定めのある場合又は相互の確認により別途基準を定めた場合には、その内容が優先します。当社が本件サービスの成果物を納品した後は、当社は本件サービスに関するお客様の情報を保存したり、成果物を再提供する義務を負いません。</p>	<p>第5条 作業の完了</p> <p>作業は、当社が別途定めた業務仕様に基づいて実施します。ただし見積書に定めのある場合又は相互の確認により別途基準を定めた場合には、その内容が優先します。当社が本件サービスの成果物を納品した後は、当社は本件サービスに関するお客様の情報を保存したり、成果物を再提供したりする義務を負いません。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第6条	<p>第6条 違約金</p> <p>S P Cサービスは当初契約期間中は、当社に違約金を支払ったとしても、当社が認める場合の他は、解約できません。ウェブページ・ドメインの抹消等、メンテナンス作業を妨害させる行為を行った場合、契約期間中に本契約の解約を希望する場合その他本契約の規定に違反した場合には、月額最大請求額の2ヶ月分(定額で料金を定めた場合はその金額)を当社に支払うものとします。</p>	<p>第6条 違約金</p> <p>本件サービスは当初契約期間中に当社へ違約金を支払ったとしても、当社が認める場合のほかは解約できません。ウェブページ・ドメインの抹消等、メンテナンス作業を妨害させる行為を行った場合、契約期間中に本契約の解約を希望する場合その他本契約の規定に違反した場合には、月額最大請求額の2ヵ月分(定額で料金を定めた場合はその金額)を当社に支払うものとします。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>

## 利用規約 新旧対照表

### 『制作サービス個別規定』

※表中「旧条文」内青文字部を「新条文」赤文字へ変更

該当箇所	旧条文	新条文	内容
第1条	<p>第1条 制作サービス概要</p> <p>当社はお客様のために、WEB制作サービスとして、サイト構築、サイト更新・運用、ドメイン取得・維持等を行います。サービスの内容に、どのような業務が含まれるかについては、業務条件書(見積書、提案資料、仕様書、要件定義書等、文書の名称を問わず業務内容と履行条件を定めた文書であって、申込書において特定された文書を意味します。業務条件書添付した電子メール・FAXを含みます。以下本規約において同じ。)に定める通りとします。</p>	<p>第1条 制作サービス概要</p> <p>当社はお客様のために、Web制作サービスとして、サイト構築、サイト更新・運用、ドメイン取得・維持等を行います。サービスの内容に、どのような業務が含まれるかについては、業務条件書(見積書、提案資料、仕様書、要件定義書等、文書の名称を問わず業務内容と履行条件を定めた文書であって、申込書において特定された文書を意味します。業務条件書添付した電子メール・FAXを含みます。以下本規約において同じ。)に定めるとおりとします。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第2条	<p>第2条 業務条件書</p> <p>業務条件書の内容は、お客様と当社との契約内容を構成します。お客様との口頭の合意や当社が提示したその他の文書と業務条件書の内容が矛盾抵触する場合には、業務条件書の内容が優先します。業務の内容が追加的に変更される場合には、別途業務条件書を作成の上、対応する申込書を提出するものとします。サーバー運用、ドメイン取得、メールサービス等のサービスは、業務条件書に記載されている場合のみサービスとして提供されます。</p>	<p>第2条 業務条件書</p> <p>業務条件書の内容は、お客様と当社との契約内容を構成します。お客様との口頭の合意や当社が提示したその他の文書と業務条件書の内容が矛盾抵触する場合には、業務条件書の内容が優先します。業務の内容が追加的に変更される場合には、別途業務条件書を作成のうえ、対応する申込書を提出するものとします。サーバー運用、ドメイン取得、メールサービス等のサービスは、業務条件書に記載されている場合のみサービスとして提供されます。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第3条	<p>第3条 制作サービス料金</p> <p>制作サービスの料金及びお支払い条件は業務条件書に記載の通りです。業務条件書に定めのない場合には、サイト構築業務・ドメイン取得業務に関するものについては納品月の翌月末日までに、サイト更新・運用・ドメイン維持業務に関するものについては、業務実施月の前月末日までに、支払うものとします。当社が見積もりの際に前提としていた作業内容が異なったこと等により変更作業を伴う場合は、当社はおお客様に対し別途請求することができるものとします。またサービスの料金にかかる領収証は発行していません。お客様の送金の記録等をもって領収証に代えさせていただきます。支払い方法について業務条件書に定めがない場合には、別途当社が指定する銀行口座に送金して支払うものとします。送金手数料はお客様の負担とします。</p>	<p>第3条 制作サービス料金</p> <p>制作サービスの料金及びお支払い条件は業務条件書に記載のとおりです。業務条件書に定めのない場合には、サイト構築業務・ドメイン取得業務に関するものは納品月の翌月末日までに、サイト更新・運用・ドメイン維持業務に関するものは業務実施月の前月末日までに、支払うものとします。当社が見積もりの際に前提としていた作業内容が異なったこと等により変更作業を伴う場合は、当社はおお客様に対し別途請求することができるものとします。またサービスの料金に係る領収証は発行していません。お客様の送金の記録等をもって領収証に代えさせていただきます。支払い方法について業務条件書に定めがない場合には、別途当社が指定する銀行口座に送金して支払うものとします。送金手数料はお客様の負担とします。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>

第4条	<p>第4条 制作サービス契約期間</p> <p>本契約により行うサイト更新・管理及びドメイン取得・維持の契約期間は業務条件書に定める通りです。</p>	<p>第4条 制作サービス契約期間</p> <p>本契約により行うサイト更新・管理及びドメイン取得・維持の契約期間は業務条件書に定めるとおりです。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第5条	<p>第5条 著作権</p> <p>納入された成果物に関する著作権は、納入の完了時に当社からお客様に移転します。ただし、当社が業務の着手以前から保有する著作物及び素材等第三者からの使用許諾を受けて成果物に含めた著作物に関する権利は、納入完了後も、当社又は提供元の第三者に留保され、成果物の使用に必要な範囲において、お客様に使用が許諾されるものとします。</p>	<p>第5条 著作権</p> <p>納入された成果物に関する著作権は、納入の完了時に当社からお客様に移転します。ただし、当社が業務の着手以前から保有する著作物及び素材等第三者からの使用許諾を受けて成果物に含めた著作物に関する権利は、納入完了後も当社又は提供元の第三者に留保され、成果物の使用に必要な範囲において、お客様に使用が許諾されるものとします。</p>	<p>・一部文言（句読点）を修正いたします</p>
第6条 第2,3,5項	<p>第6条 責任</p> <p>1.(略)</p> <p>2.お客様は、当社に提供するウェブサイト制作のための原情報について、正確を期し、法令に違反するものでないことを確保する義務を負うものとします。公開されたウェブサイトについて、提供者が第三者よりクレームを受けた場合、又は、当社がお客様のウェブサイトについて問題を発見した場合には、契約の解約を待たず、ウェブサイトの公開を中止・中断できるものとします。</p> <p>3.成果物にミドルウェア・ルーチン・モジュール・素材等第三者が作成したものが含まれる場合の瑕疵については、お客様は当該第三者に対してのみその責任を追及するものとします。</p> <p>4.(略)</p> <p>5.当社がお客様に対して負う損害賠償責任については、お客様が現実に被った直接損害に限り、当該損害が発生した日の属する月から遡って2ヶ月の間（契約日より当該損害が発生した月までの期間が2ヶ月を下回る場合は当該期間となります。）にお客様が当社に支払ったサイト更新・運用料の総額（かかる支払いが存在しない場合にはサイト構築業務の委託料）を賠償額の上限とします。</p>	<p>第6条 責任</p> <p>1. (略)</p> <p>2. お客様は、当社に提供するウェブサイト制作のための原情報について、正確を期し、法令に違反するものでないことを確保する義務を負うものとします。公開されたウェブサイトについて提供者が第三者よりクレームを受けた場合、又は当社がお客様のウェブサイトについて問題を発見した場合には、契約の解約を待たず、ウェブサイトの公開を中止・中断できるものとします。</p> <p>3. 成果物にミドルウェア、ルーチン、モジュール、素材等第三者が作成したものが含まれる場合の瑕疵については、お客様は当該第三者に対してのみその責任を追及するものとします。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 当社がお客様に対して負う損害賠償責任についてはお客様が現実に被った直接損害に限り、当該損害が発生した日の属する月から遡って2ヵ月の間（契約日より当該損害が発生した月までの期間が2ヵ月を下回る場合は当該期間となります。）にお客様が当社に支払ったサイト更新・運用料の総額（係る支払いが存在しない場合にはサイト構築業務の委託料）を賠償額の上限とします。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第7条	<p>第7条 解約・違約金</p> <p>お客様が検収完了前または契約期間中にサービスの契約を解約する場合には、違約金として、制作業務の場合には成果物が納品された場合に発生する代金額を、運用等の業務の場合には契約残期間中に発生する代金の合計額を、当社に対して支払うものとします。違約金が支払われた場合でも、お客様による解約により当社に別途損害が生じた損害を請求する事は妨げられません。</p>	<p>第7条 解約・違約金</p> <p>お客様が検収完了前又は契約期間中にサービスの契約を解約する場合には、違約金として制作業務の場合には成果物が納品された場合に発生する代金額を、運用等の業務の場合には契約残期間中に発生する代金の合計額を、当社に対して支払うものとします。違約金が支払われた場合でも、お客様による解約により当社に別途損害が生じた損害を請求することは妨げられません。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>

## 利用規約 新旧対照表

### 『販売代理商品個別規定』

※表中「旧条文」内青文字部を「新条文」赤文字へ変更

該当箇所	旧条文	新条文	内容
第1条	<p>第1条 販売代理</p> <p>当社は、当社以外の第三者が販売する商品、サービス（以下「販売代理商品」といいます）を、当該販売者（以下「販売元」といいます）の代理店・販売店として販売する事があり、本規約はその場合に適用されるものです。</p>	<p>第1条 販売代理</p> <p>当社は、当社以外の第三者が販売する商品、サービス（以下、「販売代理商品」という。）を当該販売者（以下、「販売元」という。）の代理店・販売店として販売することがあり、本規約はその場合に適用されるものです。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第2条	<p>第2条 契約関係</p> <p>販売代理商品の個別の販売時に当社が媒介業務であること又は法的な代理であることを明示した場合の他は、販売代理商品の販売においても、当社がお客様に対する売主となり、お客様に対して代金等の債権を有します。</p>	<p>第2条 契約関係</p> <p>販売代理商品の個別の販売時に当社が媒介業務であること又は法的な代理であることを明示した場合のほかは、販売代理商品の販売においても、当社がお客様に対する売主となり、お客様に対して代金等の債権を有します。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第4条	<p>第4条 提供</p> <p>販売代理商品の提供やサポートは販売元のみが責任を負います。当社が任意にサポートを行うことがあります。当社にかかるサポート等の義務を生じさせるものではありません。</p>	<p>第4条 提供</p> <p>販売代理商品の提供やサポートは販売元のみが責任を負います。当社が任意にサポートを行うことがあります。当社に係るサポート等の義務を生じさせるものではありません。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第5条	<p>第5条 瑕疵・欠陥</p> <p>販売代理商品の内容について、瑕疵、欠陥又は不具合がある場合、当社は販売代理商品の返品を受け付け又は提供の停止をして、当該販売代理商品の代金を返還します。ただしこれらの瑕疵等によりお客様やお客様の関係先が損害を被った場合でも、当社は、代金の返還の他には、損害を賠償したり、その他の補償をする義務を負わないものとします。</p>	<p>第5条 瑕疵・欠陥</p> <p>販売代理商品の内容について、瑕疵、欠陥又は不具合がある場合、当社は販売代理商品の返品を受け付け又は提供の停止をして、当該販売代理商品の代金を返還します。ただしこれらの瑕疵等によりお客様やお客様の関係先が損害を被った場合でも、当社は、代金の返還のほかには、損害を賠償したり、その他の補償をしたりする義務を負わないものとします。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>

## 利用規約 新旧対照表

### 『記事制作サービス個別規定』

※表中「旧条文」内青文字部を「新条文」赤文字へ変更

該当箇所	旧条文	新条文	内容
第1条	<p>第1条 サービス内容</p> <p>記事制作サービスはS E O等特定の目的を達成するための記事を当社が制作してお客様に提供するものです。契約内容によっては、記事内容の真実性・適時性は保証されず、事前に設定された目的の<b>為</b>に制作されたことのみ保証されます。</p>	<p>第1条 サービス内容</p> <p>記事制作サービスはSEO等特定の目的を達成するための記事を当社が制作してお客様に提供するものです。契約内容によっては、記事内容の真実性・適時性は保証されず、事前に設定された目的の<b>ため</b>に制作されたことのみ保証されます。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第2条	<p>第2条 著作権</p> <p>1納品された制作記事に関する著作権は、納品の完了時に当社からお客様に移転します。</p> <p>2 当社は制作記事が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証します。</p>	<p>第2条 著作権</p> <p>1. 納品された制作記事に関する著作権は、納品の完了時に当社からお客様に移転します。</p> <p>2. 当社は制作記事が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証します。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>

## 利用規約 新旧対照表

### 『オンライン評判対策サービス個別規定』

※表中「旧条文」内青文字部を「新条文」赤文字へ変更

該当箇所	旧条文	新条文	内容
第1条	<p>第1条 オンライン評判対策概要</p> <p>当社は、オンライン評判対策サービスとして、Google・Yahoo!（Google提携サイトを含む）等ロボット型検索エンジンのうち、見積書で特定された特定の検索エンジンにおいて、同じく特定されたキーワードの入力や検索によって表示又は提供されるお客様の評判の悪影響を及ぼすこととなる表示又は情報（以下『ネガティブ情報』といいます）を除去し又は低減させるための作業を行います。</p>	<p>第1条 オンライン評判対策概要</p> <p>当社は、オンライン評判対策サービスとして、Google・Yahoo!（Google提携サイトを含む）等ロボット型検索エンジンのうち、見積書で特定された特定の検索エンジンにおいて、同じく特定されたキーワードの入力や検索によって表示又は提供されるお客様の評判に悪影響を及ぼすこととなる表示又は情報（以下、「ネガティブ情報」という。）を除去し又は低減させるための作業を行います。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第2条	<p>第2条 オンライン評判対策サービス契約期間及び解約</p> <p>オンライン評判対策サービスにかかる契約は、当初契約期間中は解約ができません。同期間終了後は、期間の定めのない契約となり、解約日の2ヶ月前までにご通知いただく事により解約できます。</p>	<p>第2条 オンライン評判対策サービス契約期間及び解約</p> <p>オンライン評判対策サービスに係る契約は、当初契約期間中は解約ができません。同期間終了後は、期間の定めのない契約となり、解約日の2ヵ月前までにご通知いただくことにより解約できます。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第5条	<p>第5条 情報開示</p> <p>オンライン評判対策サービスの実施のために当社や委託先が行った個別の施策の具体的内容は、オンライン評判対策サービスにかかるノウハウを含むものであるため、お客様には開示されません。</p>	<p>第5条 情報開示</p> <p>オンライン評判対策サービスの実施のために当社や委託先が行った個別の施策の具体的内容は、オンライン評判対策サービスに係るノウハウを含むものであるため、お客様には開示されません。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>



## 利用規約 新旧対照表

### 『キャストイングPRサービス個別規定』

※表中「旧条文」内青文字部を「新条文」赤文字へ変更

該当箇所	旧条文	新条文	内容
第1条	<p>第1条 キャスティングPRサービス概要</p> <p>当社は、キャストイングPRサービス（以下「本サービス」といいます）として、顧客の事業のPRを行うクリエイター・タレント・インフルエンサー等（以下「クリエイター等」といいます）の紹介・斡旋、クリエイター等をして行わせる顧客の事業のPRを行います。</p>	<p>第1条 キャスティングPRサービス概要</p> <p>当社は、キャストイングPRサービス（以下、「本サービス」という。）として、顧客の事業のPRを行うクリエイター・タレント・インフルエンサー等（以下、「クリエイター等」という。）の紹介・斡旋、クリエイター等をして行わせる顧客の事業のPRを行います。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第3条	<p>第3条 契約期間及び解約</p> <p>本契約の契約期間は本サービスの開始日から見積書等に定めた期間とします。契約期間が3ヶ月以上で更新されるものとしている場合には、1ヶ月前までに告知の無い場合には、同期間更新されその後も同様とします。契約期間中は、契約期間全体の委託料を支払った場合以外は解約できません。</p>	<p>第3条 契約期間及び解約</p> <p>本契約の契約期間は本サービスの開始日から見積書等に定めた期間とします。契約期間が3ヵ月以上で更新されるものとしている場合には、1ヵ月前までに告知の無い場合には、同期間更新され、その後も同様とします。契約期間中は、契約期間全体の委託料を支払った場合以外は解約できません。</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>
第6条	<p>第6条 損害賠償等</p> <p>当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価の返還を行いません。当社の故意または過失によりお客様に損害を与えた場合でも、当社が負う補償義務はPRサービスの対価として当社が受領した金額を上限とします</p>	<p>第6条 損害賠償等</p> <p>当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価の返還を行いません。当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合でも、当社が負う補償義務はPRサービスの対価として当社が受領した金額を上限とします</p>	<p>・表記ゆれを修正いたします</p>

## 利用規約 新旧対照表

### 『ホスティングサービス個別規定』

※表中「旧条文」内青文字部を「新条文」赤文字へ変更

該当箇所	旧条文	新条文	内容
第1条	<p>第1条 ホスティングサービス概要</p> <p>当社は、ホスティングサービス（以下「本件サービス」といいます）として、サーバーホスティング、クラウド、CDN等お客様のデータを当社の管理するサーバーに格納し、閲覧者等のリクエストに応じてデータ送信する役務を提供します。</p>	<p>第1条 ホスティングサービス概要</p> <p>当社は、ホスティングサービス（以下、「本件サービス」という。）として、サーバーホスティング、クラウド、CDN等お客様のデータを当社の管理するサーバーに格納し、閲覧者等のリクエストに応じてデータ送信する役務を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記ゆれを修正いたします</li> </ul>
第2条	<p>第2条 ホスティングサービス契約期間及び解約</p> <p>本件サービスにかかる契約は、当初契約期間終了後は、期間の定めのない契約となり、解約日の3ヶ月前までにご通知いただく事により解約できます。</p>	<p>第2条 ホスティングサービス契約期間及び解約</p> <p>本件サービスに係る契約は、当初契約期間終了後は期間の定めのない契約となり、解約日の3ヵ月前までにご通知いただくことにより解約できます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記ゆれを修正いたします</li> </ul>
第3条	<p>第3条 ホスティングサービスの提供条件</p> <p>本件サービスの個別の提供条件は、別途当社がお客様に提示するプランに定める通りとします。</p>	<p>第3条 ホスティングサービスの提供条件</p> <p>本件サービスの個別の提供条件は、別途当社がお客様に提示するプランに定めるとおりとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記ゆれを修正いたします</li> </ul>
第4条	<p>第4条 格納情報</p> <p>本サービスが格納または配信する情報は、①他人の著作権その他知的財産権を侵害する情報、②他人の財産権やコンピュータ・情報システムの安全を侵害する情報、③不当な差別に結びつく情報、④詐欺・児童ポルノ・薬物・無限連鎖講・自殺幫助その他犯罪行為又は反倫理的を援助・助長する情報、⑤お客様が許認可を受けずに行う事業にかかる情報、⑥わいせつ・汚物その他の他人の嫌悪感を催す情報を含まないものとします。</p>	<p>第4条 格納情報</p> <p>本サービスが格納又は配信する情報は、①他人の著作権その他知的財産権を侵害する情報、②他人の財産権やコンピュータ・情報システムの安全を侵害する情報、③不当な差別に結びつく情報、④詐欺・児童ポルノ・薬物・無限連鎖講・自殺幫助その他犯罪行為又は反倫理的を援助・助長する情報、⑤お客様が許認可を受けずに行う事業に係る情報、⑥わいせつ・汚物その他の他人の嫌悪感を催す情報を含まないものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記ゆれを修正いたします</li> </ul>
第7条	<p>第7条 無保証</p> <p>本件サービスはベストエフォート方式で提供されます。一定の応答・伝送速度があることは保証されません。</p> <p>本件サービスはサービスの開発時点における一般的な技術水準・セキュリティ水準に準拠して開発し、提供されています。技術の進展によって本件サービスに発生し、又は、発見される瑕疵、欠陥は本件サービスの瑕疵とはみなされません。</p>	<p>第7条 無保証</p> <p>1、本件サービスはベストエフォート方式で提供されます。一定の応答・伝送速度があることは保証されません。</p> <p>2、本件サービスはサービスの開発時点における一般的な技術水準・セキュリティ水準に準拠して開発し、提供されています。技術の進展によって本件サービスに発生し、又は、発見される瑕疵、欠陥は本件サービスの瑕疵とはみなされません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表記ゆれを修正いたします</li> </ul>